

西区地域文化資源保存活動補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 1 日 西区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域文化資源保存活動に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

2 西区内に伝わる、地域コミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等の伝統文化に関する物的資源（以下「地域文化資源」という。）のうち、第 3 条の規定に該当するものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じることにより、地域活動の担い手育成のきっかけを与えるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、宗教活動、政党活動又は営利を目的としない団体であつて、次の各号のいずれかに該当し、地域文化資源を所有又は管理している団体の代表者（以下「補助事業者」という）とする。

- (1) 地域住民で組織された団体
- (2) 西区に活動拠点がある市民活動団体
- (3) その他、区長が認める団体

(補助対象となる地域文化資源)

第 3 条 この要綱において補助事業の対象となる地域文化資源は、神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成 9 年 3 月条例第 50 号。以下「条例」という）の規定に基づき指定、登録、認定されたもの（予定含む）、並びに国、県及び関係部局の指定、支援を受けているもの（予定含む）を除いたものとする。

2 原則として、以下に示すような場合は補助事業の対象としない。

- (1) 神社・仏閣等の建造物等の新築や修理
- (2) 日常作業で行うような維持管理作業（クリーニング等）
- (3) 頻繁に取り替えるもの等（法被等）
- (4) 公開することが困難と認められるもの
- (5) 区長が不適切と認めるものや、その他当該補助事業の趣旨に適合しないもの

(対象経費)

第 4 条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する地域文化資源の保存活動に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域文化資源の補修、修理、復旧、購入に要する経費
- (2) その他、当該補助事業の目的に合致し区長が必要と認める経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内で、総事業費の 1/2 以内（ただし限度額 50 万円）を助成するものとする。なお、申請総額が予算の範囲を超えるときは、交付決定を行う際、予算額を申請総額で除した数を各申請額に乗じて交付決定を行う場合がある。

(交付申請の手続き)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類に必要書類を添付して、別に定める募集期間に区長に提出しなければならない。

- (1) 西区地域文化資源保存活動補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 7 条 区長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申

請者に通知するものとする。また、交付決定を行うために必要があるときは、有識者に意見を求めることができる。

- (1) 西区地域文化資源保存活動補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 西区地域文化資源保存活動補助金不採択通知書（様式第3号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

（補助事業の変更等）

第8条 前条の補助金交付決定通知書を受けた団体は、当該申請の内容に変更がある場合は、あらかじめ区長に申請するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに区長まで提出しなければならない。

- (1) 西区地域文化資源保存活動実績報告書（様式第4号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

（交付額の確定・交付）

第10条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、西区地域文化資源保存活動交付額確定通知書（様式第5号）により、補助対象事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、補助金規則第16条2項により、補助対象事業者への通知を省略することができる。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を西区地域文化資源保存活動補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。